

(46) 子育て世代等応援定住促進事業補助金

【担当部署】企画課定住促進係

【窓口の場所】役場庁舎 2階

【電話番号】0167-44-2133

【ホームページアドレス】

<http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000213.html>

【補助金の内容】

- I. 賃貸住宅（民間住宅・公営住宅）の賃借を行う子育て世帯に対し補助する
- II. III. 新たに住宅等を供給する民間事業者等に対し補助する

【補助対象者】

- I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業
 - ①中学生以下の子どもを扶養している世帯
 - ②中富良野町に住所を有し、町内に5年以上定住の意思がある者
 - ③賃貸住宅の賃貸借契約を締結し入居している（自己負担分の家賃が月額3万円以上）
 - ④前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない
 - ⑤家賃の滞納がない
 - ⑥そのほか賃貸住宅の定義有り
- II. 賃貸住宅等建設支援事業
 - ①賃貸住宅を建設すること
 - ②前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない
 - ③そのほか賃貸住宅の定義有り
- III. 民間宅地開発支援事業
 - ①分譲宅地を造成すること（対象地域：下水道区域内の土地）
 - ②前年度の市町村民税や公共料金の滞納がない
 - ③分譲用宅地の定義有り（2区画以上、1区画分譲面積277㎡以上等）

【補助金額】

- I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業 ※①は1回のみ、②は会計年度ごとに1回の補助
 - ①入居時補助金：家賃1ヶ月分（上限5万円）…入居日から1年以内の申請に適用
 - ②家賃補助金：基本額×賃貸月数（上限24ヶ月）…平成23年4月1日以降の入居に適用

【基本額】※上限15,000円（月額）

家賃月額－住宅手当等支給額－30,000円＝基本額…①（1万円以下の場合は確定）

（①－10,000円）÷2＋10,000円＝基本額（1万円を超える場合）
- II. 賃貸住宅等建設支援事業

補助金：賃貸住宅1戸当りの金額×戸数（会計年度内上限400万円）

【1戸当り】

 - ・1または2の居室を有する住戸形式：1LDK等（専有面積10㎡以上）～30万円
 - ・3の居室を有する住戸形式：2LDK等（専有面積50㎡以上）～50万円
 - ・4以上の居室を有する住戸形式：3LDK等（専有面積65㎡以上）～70万円

Ⅲ. 民間宅地開発支援事業 補助金：分譲用宅地の造成経費の1/4以内（上限500万円）

【実施期間】 平成23年度～

【申請に必要なもの】

I. 子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業

- ①申請書等の提出（添付書類等：印鑑、賃貸借契約書、住宅手当支給証明書、定住意思確認書類（保証人の印鑑証明を添付）、戸籍抄本（新婚世帯のみ）、納税証明書または非課税証明書（転入者のみ）
※「定住意思確認書類」中、保証人が町外者の場合保証人の住民票が必要
- ②実績報告書等の提出（印鑑、家賃の支払いを証明する書類、振込先通帳の写し）

II. 賃貸住宅等建設支援事業

- ①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：建築基準法に基づく確認済証の写し、付近見取図（縮尺は任意）、配置図（縮尺1/1000以上）、各階平面図及び立面図（縮尺1/400以上）、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本、建物の工事見積書 等）
- ②実績報告書等の提出（建築基準法に基づく検査済証の写し、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真（着工前・工事中・完成）、登記済権利書（建物の所有権保存登記））

Ⅲ. 民間宅地開発支援事業 ※申請前に事前協議・事業内容審査を行います。

- ①工事着手前に申請書等の提出（添付書類：付近見取図（縮尺は任意）、土地利用計画平面図、事業実施工程表、資金計画、工事見積書、納税証明書または非課税証明書、法人の場合は直近の決算書類・定款及び商業登記簿謄本 等）
- ②実績報告書等の提出（出来高管理図、確定測量図、工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書等）、工事写真（着工前・工事中・完成）

【交付までの流れ】

- ①交付申請（Ⅱ・Ⅲについては、工事着手前に）
- ②申請書類の審査
- ③交付決定
- ④実績報告
- ⑤指定口座へ振込

【備考】

I. 「子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業」についての補足

※自己負担分の家賃月額が3万円を超えなければ、①「入居時補助金」の補助対象とはなりません。

※家賃には共益費等は含まれません。